

【新温泉町森林環境保全事業補助金：森林整備支援事業】

危険木伐採・生活保全林整備 事業実施の流れ

1. 区民の事業要望等を区が取りまとめる。
2. 農林水産課窓口で事前相談を行う。
資料を基にヒアリング（事業内容、現況写真、位置図等）
3. 町担当者と現場確認を行う。



補助対象の要件を満たしている。 ⇒ 申請の手続きに進む

4. 補助金交付申請に必要な書類を整え提出する。

◆交付申請に必要な書類

- ・新温泉町森林環境保全事業補助金交付申請書
- ・収支予算書
- ・森林整備支援事業計画書
- ・森林整備支援事業内訳書
- ・森林整備支援事業実施承諾書の写し
- ・位置図（25,000分の1又は50,000分の1）
- ・平面図（5,000分の1以上）
- ・事業実施予定箇所における土地所有者、面積、地目等を記載した字限図
- ・着手前写真
- ・見積書の写し（生活保全林整備及び危険木伐採の場合は必ず添付）
- ・その他町長が必要と認める書類

5. 町から補助金交付決定通知書を受取る

●事業実施 ⇒ 事業完了・精算

補助事業等に着手したときは補助事業着手届

補助事業等が完了したときは補助事業完了届

6. 事業者と協力して補助事業等実績報告に必要な書類を作成し、提出する。

◆実績報告に必要な書類

- ・新温泉町森林環境保全事業補助金実績報告書
- ・収支決算書
- ・森林整備支援事業実施成果書
- ・森林整備支援事業実施内訳書
- ・森林整備支援事業管理協定書
- ・位置図（25,000分の1又は50,000分の1）
- ・平面図（5,000分の1以上）
- ・事業中及び事業完了後の写真
（危険木伐採にあつては、伐採木の樹高及び胸高直径が分かるように撮影）
- ・森林整備支援事業危険木伐採一覧表
（危険木伐採を実施した場合のみ提出）
- ・搬出材積を確認できる書類の写し（搬出間伐の場合）
- ・請負業者が施工した場合は領収書及び明細書
（生活保全林整備及び危険木伐採は必ず添付）
- ・その他町長が必要と認める書類
- ・実績報告を審査して補助金が確定したのち、補助金請求書を提出してください。
（補助金額が当初の交付決定額と変更ない場合は実績報告と同時に提出して結構です。）